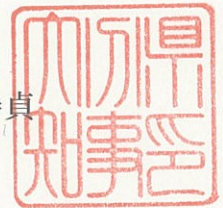


I T 推 第 5 4 2 号
平成19年5月29日

総務大臣 菅 義偉 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



大分県の有線テレビジョン放送事業者による有線テレビジョン放送法
に基づく裁定申請に関する意見について（回答）

平成19年5月15日付け総情域第86号で照会のあった上記のことについて、別紙のとおり回答します。

裁定申請に関する意見

【大分県】

1 福岡民放4社の意見のような事実が生じる具体的な可能性について

① 福岡波の区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、地元放送事業者の緊急災害情報や地域情報が見過ごされることにより、大分県民の生活の安全が脅かされ、また地元情報に接する機会が減少することにより視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になる。

【本県の意見】

インターネット利用人口が約9千万人に達し、道州制の導入も議論される現状において、県外情報の流入を制限する意味は乏しく、このことにより県民の生活・文化面で不利益が生ずるとは考えていない。むしろ本県においては放送普及基本計画が指針として4系統のテレビ放送が受信できていない現状の是正が優先と考える。

なお、地元放送事業者の緊急災害情報等が見過ごされることにより、県民の安全性が脅かされるという指摘については、現状でも同様の懸念はあり、緊急情報の強制放送を可能とする制度改正やシステム開発など、他の手段により解決すべき問題と考える。

② 福岡波の区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化にとってマイナス効果である。

【本県の意見】

福岡一極集中は様々な要因の複合的産物であり、本県CATVにおける福岡波の区域外再送信もその一要因である可能性については否定しないが、本県では企業誘致による雇用対策や団塊の世代の活躍の場づくりなどをはじめ、県民が心豊かに暮らせる魅力ある大分県づくりを実現するための様々な施策を積極的に展開しており、若年者人口の増減率などでは現実にその効果も現れているところである。

また、福岡波の区域外再送信が県外への人口流出に逆に歯止めをかけている可能性もあると思われ、必ずしも地域の活性化にとってマイナス要因とは考えていない。

③ 福岡地区に限定した形で出稿されたCMが大分地区で放送されることは大分県の視聴者（消費者）に混乱を与える。

【本県の意見】

本県内の視聴者（消費者）が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、そのこと（福岡地区のCMであること）は十分に理解し得ると思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える。

2 その他、福岡民放4社のデジタルテレビジョン放送の再送信を行うことについて

【本県の意見】

今回の裁定申請に関し直接の当事者ではないものの、大分県内の民放（以下、「地元民放」という。）は地域に密着した番組制作などにより県民の地域情報ニーズに対応するとともに、県政広報番組の制作・放送、災害時等における放送協定をはじめ様々な場面で県とも連携するなど、その公共的使命は大きく、本県としては地元民放3社のうち2社（株式会社大分放送及び大分朝日放送株式会社）に出資しているという立場もあり、地元民放が被る影響やその意向は無視できないと考えている。

一方、県内のCATVは、地元民放の難視聴エリアのカバーに一定の役割を果たすほか、通信事業者の投資が進みにくい地域を多く抱える本県内においてはブロードバンドの普及面でも貢献しており、地域の情報格差是正や地域振興等に寄与している。

このように本県の放送文化の発展や地域情報化に大きく貢献し、今後の地上デジタル放送の普及発展にも重要な役割を担う地元民放及びCATVが、将来にわたって共存共栄していくことが望ましく、そのためには今回の問題においても、視聴者はもちろん、できるだけ多くの関係者が納得できる方向で解決を図るべきと考える。

以上のことを踏まえ、

- 地域住民のテレビ視聴習慣及び隣接県との生活圏・文化圏の一体性
- 地元民放の現状と放送普及基本計画に定める「全国あまねく4波」とのバランス
- 日田市のCATVには既に福岡5波の再送信同意が得られていること
- 地元民放が県内自治体CATVに対する福岡2波（株式会社福岡放送及び株式会社テレビ西日本）の再送信に理解を示していること

などの要素を勘案のうえ、本県内CATVによる県外波の再送信については、以下の基準により関係者間で調整することが望ましいと考える。

※本県内CATVによる県外波の再送信基準

- ① CATVの放送エリアにおいて、通常的手段で県外波が受信でき、その視聴習慣が定着している場合は、受信可能なすべての県外波について再送信の同意を求める。
- ② CATVの放送エリアにおいて、通常的手段で県外波が受信できない場合は、日本テレビ系列及びフジテレビ系列の県外波（福岡民放においては株式会社福岡放送及び株式会社テレビ西日本）に限り再送信の同意を求める。（テレビ東京系列の県外波については、個別の協議に任せる。）

以上